

令和6年12月18日

行方市長 鈴木 周也 様

行方市情報公開審査会
会長 百瀬 勝朗

行政文書不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和6年9月4日付け行総第 202 号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和6年7月8日付け行事第106-2号により行った不開示決定処分において、これを取り消し、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書付録部の地盤調査資料」のみ開示とする、部分開示にすべきである。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年6月25日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書及び図面、仕様書、旧水の科学館の構造計算書及び図面、仕様書」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した。
- (3) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条第4号の規定に基づき、施設の構造等に係る情報が含まれており、公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、また、「旧水の科学館の構造計算書」については文書不存在のため、不開示決定を行い、令和6年7月8日付けで審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、令和6年8月7日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分を取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について令和6年9月4日付けで実施機関から条例第20条第1項の規定に基づく諮問を受けた。
- (6) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和6年8月28日付けの弁明書の提出を受けた。
※審査請求人からの反論書については提出なし。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書及び図面、仕様書、旧水の科学館の図面、仕様書」については、開示しても一般的に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなく、また、通常、公共の安全に支障を及ぼすおそれはないのは明白であるため。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求した「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書及び図面、仕様書、旧水の科学館の図面、仕様書」には、設計会社がこれまで蓄積してきた技術経験を踏まえた使用部材及び規格の選定等、設計技術上の詳細な情報が記載されており、公にすることで設計上の技術的ノウハウが容易に模倣され、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるため、不開示としたものである。
- (2) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書及び図面、旧水の科学館の図面」には、構造上の特に重要な箇所等の詳細な情報が記載されており、公にすることで犯罪に利用されるおそれがある。また、他の情報と照合することで、施設への侵入や破壊などの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にすることから、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 条例第7条第3号アで規定する、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び同条第4号で規定する公にす

ることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれについては、行方市特有の規定ではなく、他の自治体の情報公開条例にも同様の規定がある。

- (2) 国の指針によると、利益を害することについては、法人の性格、権利・利益の内容、法人等と行政との関連性等を十分に考慮しながら、個別・具体的に判断する必要があるとされていることから、情報の不開示によって守られる法人の利益の保護をはじめ、憲法上で保護された権利を考慮する必要がある。
- (3) 公共の安全と秩序の維持に支障をきたすことについては、犯罪の予防、鎮圧及び捜査等に係る刑事法の執行を中心としているが、実施機関に広く裁量権が認められていることから、実施機関が合理性を持つ判断をしているかを審査する。また、当該施設は不特定多数の利用がなされていることから、開示されることによる利用者への影響も考慮される必要がある。
- (4) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書」については、発注者からの要望を受け、当該施設に必要な部材及び規格を選定し、強度計算を行っていることから、これまで蓄積してきた技術的経験を基に作成されていることは明白であり、公開した場合に、そのノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、条例第7条第3号アに該当する。

また、構造計算書の性質上、施設の重要箇所について詳細な情報が記載されていること、不特定多数の利用がなされていることから、公開した場合にテロ行為や破壊活動が容易に行われるおそれがあると認められるため、同条第4号に該当する。

- (5) しかし、歩廊の構造計算書付録部の「地盤調査資料」については、調査方法が通常行われる地盤調査内容と類似していることから、何ら技術的なノウハウを含むものでないと認められるため、条例第7条第3号に該当せず、公開したからといって犯罪を誘発するような情報を含むものではないため、同条第4号にも該当しない。

また、公開しても、直ちに周辺地価への影響といった、周辺住民の財産を害するおそれも考えられない。

- (6) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の図面」については、構造計算書の計算結果を基にしながら、立地箇所に合わせて作成するという設計会社の創意工夫が含まれており、公開した場合に、そのノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、条例第7

条第3号アに該当する。

また、上記構造計算書と照合することで、より詳細に重要箇所の確認を行うことができ、不特定多数の利用が想定される施設への犯罪の実行がより容易になることで犯罪を誘発し、その予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるため、同条第4号に該当する。

(7) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の仕様書」については、立地条件や発注者からの要望に応えるため、これまで蓄積してきた技術的経験を基に部材等を選定しており、その詳細な情報を公開した場合に、ノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、条例第7条第3号アに該当する。

(8) 「旧水の科学館の図面」については、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業の対象となる旧施設に係るものであり、改修という形をとっているため、現在の施設と一部共通する詳細な情報が記載されている。そのため、公開した場合に他の情報と照合することで、施設の重要な箇所が類推することが可能であり、施設への侵入や破壊を容易にするおそれがあることが認められるため、条例第7条第4号に該当する。

また、立地箇所に合わせて作成するという設計会社の創意工夫が含まれており、公開した場合に、そのノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、同条第3号アに該当する。

(9) 「旧水の科学館の仕様書」についても上記同様の旧施設に係るものであり、構造上の必要強度を計算し、部材等を選定しており、その詳細な情報を公開した場合にノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、条例第7条第3号アに該当する。

(10) 以上のことから、概ね実施機関の不開示決定処分は妥当であるが、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る歩廊の構造計算書付録部の地盤調査資料」については、開示すべきだと考える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。